

兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画(案)及び 兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画(案)の概要

1 計画の目的

兵庫県の海岸には毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、観光等への影響が懸念されている。このため、平成21年7月に制定された「海岸漂着物処理推進法」第14条に基づき、「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」及び「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し、地域の特性を踏まえた回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等を定めることにより、海岸漂着物対策の推進を図るものである。

なお、瀬戸内海沿岸及び日本海沿岸では、海岸の地形や景観、潮流、季節風、経済活動等自然的・社会的環境が異なること、また、瀬戸内海沿岸では河川や近隣府県からの漂着物が多く、日本海沿岸では外国からの漂着物が多く、ごみ発生源等が異なることから、瀬戸内海沿岸及び日本海沿岸に分けて地域計画を作成する。

2 海岸の現状

沿岸名	瀬戸内海沿岸			日本海沿岸
	大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	
範囲	・尼崎市～神戸市 ・総延長：約198km	・明石市～赤穂市 ・総延長：約282km	・淡路島 ・総延長：約212km	・豊岡市～新温泉町 ・総延長：約160km
海岸漂着物等量	H21年度回収実績	201t	119t	168t
	H22年簡易調査 ¹	39.1t	98.6t	185.3t
主な漂着物等	枯ヨシ、ペットボトル、空缶	流木、枯ヨシ、ペットボトル、空缶	流木、枯ヨシ、ペットボトル、空缶、発泡スチロール製の容器	流木、枯ヨシ、ペットボトル、プラスチック製のフットボール、魚網、空缶、発泡スチロール製のフロート
海岸の特徴及び漂着の状況	【砂浜】枯ヨシが多い【消波ブロック】ペットボトル、発泡スチロール破片が堆積し、高波等で再流出する。	【東部】人工護岸が多く、流木、枯ヨシが消波ブロックに集積。【西部】自然海岸が多く、東部から流されたごみが漂着。	【東海岸】春～夏に漂着物が多い。【西海岸】冬季に漂着物が多い。・大阪湾、播磨沿岸や隣接府県からも漂着。	・冬季に海外からの漂着物が多い ・陸域から立ち入ることが困難な海岸では流木等の大型の漂着物が集積

1：H22年5月、6月に実施した簡易調査(目視調査時の推計値)

3 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

- 海岸漂着物等の円滑な処理**
海岸管理者、県、市町は連携して海岸漂着物の円滑な処理を図る。
- 海岸漂着物等の効果的な発生抑制**
海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生するごみ等が多く含まれており、問題解決を図るには、陸域も含めその効果的な発生抑制が必要である。また、日本海特有の海外からの漂着物に対しては国による外交上の適切な対応が図られる必要がある。
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保**
海岸管理者、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等、学校・研究機関の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に海岸漂着物対策の取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力する。

4 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

重要区域の選定
国の基本方針に沿って、次の選定基準により、重点区域²を選定。(選定基準)
海岸漂着物等が集積している海岸
海岸の地形、海岸の景観、海岸の利用等、自然的・社会的条件において、保全が必要と認められる海岸
海岸管理者、海岸を有する市町が、重点的に海岸漂着物等の回収、処理を進める海岸

沿岸名	瀬戸内海沿岸			日本海沿岸
	大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	
重点区域数	5	15	39	29
重点区域延長(km)	138.7	192.5	113.1	102.9

2：一覧については別紙のとおり

5 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

海岸漂着物等が海岸に集積し、良好な景観や自然環境、観光等への影響が懸念されていることから、それぞれの地域における自然的要素や社会的要素等を踏まえ、海岸管理者、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等、学校・研究機関が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を実施する。

海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸漂着物等の処理を進めることにより海岸の清潔を図る。
海岸漂着物等の海域への再流出を防ぐために、漂着状況、時期を考慮し速やかに処理を行う。
処理主体：海岸管理者は海岸漂着物等の処理を行う。市町は処理に関して海岸管理者に協力する。
処理時期：海岸管理者は、海岸の地形、気象等の条件や景観、海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量・質等を勘案し、その処理時期及び頻度を設定する。
処理方法：海岸管理者は、地域における様々な取組主体と海岸特性を踏まえ、回収・搬出、収集・運搬、処分方法を選定する。
その他：海岸漂着物等の処理要請、離島地域等における対策、自然環境保全、情報の共有と連携、大量の海岸漂着物等への対応

海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

海岸を有する地域のみならず陸域を含めたすべての地域において、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る。
3Rの推進：より一層の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進していくとともに、廃棄物の排出抑制・適正処理を確保し、持続可能な循環型社会の実現を図る。
海岸漂着物等の実態の把握：発生場所や漂着ルートを明らかにするため、海岸管理者は、海岸漂着物等の回収・処理作業を実施した際に、量・質等の把握を行う。
適正処理等の推進：海岸漂着物等の中には、流木等の山林由来や漁具等の海由来のものが多く見られることから、伐採木や漁具の適正管理、適正処理を行う。
ポイ捨て防止：県や市町のポイ捨て防止条例により、引き続き、市町、事業者及び住民が一体となつてごみの散乱、ポイ捨て等の防止により、環境の美化促進を図る。
水域等への飛散・流出の防止：ごみ等が台風などの強風によって、海や河川に飛ばされないように、ごみ集積所などでは、飛散防止ネットを設置するなど、水域等への流出防止に努める。

普及啓発又は環境学習・教育に関する方策

海岸漂着物等の発生は県民生活に起因することが多いことから、海岸漂着物となるごみの発生抑制やその円滑な処理については、広く県民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行う。
普及啓発：県民・関連企業への清掃活動参加の呼びかけ、ポイ捨て防止の啓発(きれいな海岸づくりへの協力の呼びかけ、看板の設置)等を行う。
環境学習・教育の推進：県、市町は、海岸での清掃活動等を通じて、海岸漂着物等に係る環境学習・教育を行うとともに、海岸漂着物対策と海岸環境保全をあわせて環境学習・教育を行う。

6 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

主体	役割
海岸管理者	・海岸漂着物等の処理 ・関係者との情報共有、連携
国	・外交上の適切な対応及び関係国への防止対策の要請 ・地方自治体との情報共有、連携 ・財政上の措置
県	・海岸漂着物対策推進協議会の運営(事務局) ・市町、国、近隣府県との情報共有、連携 ・海岸漂着物対策に係る情報発信、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育の実施 ・3Rの推進
市町	・処理等に関する海岸管理者への協力 ・住民に対する海岸清掃活動の参加要請、発生抑制対策、普及啓発、環境学習・教育の実施 ・3Rの推進
民間団体等	・海岸清掃等への参画 ・発生抑制対策、環境学習・教育の取組への参画
地域住民	・海岸清掃への参加 ・3Rの実践 ・マナー、モラルの徹底
事業者等	・海岸清掃等への参加、協力、支援(CSRの一環として) ・廃棄物の適正処理、山林、伐採木の適正管理、漁具・器材等の適正管理
学校・研究機関	・海岸清掃への参加 ・専門情報の提供

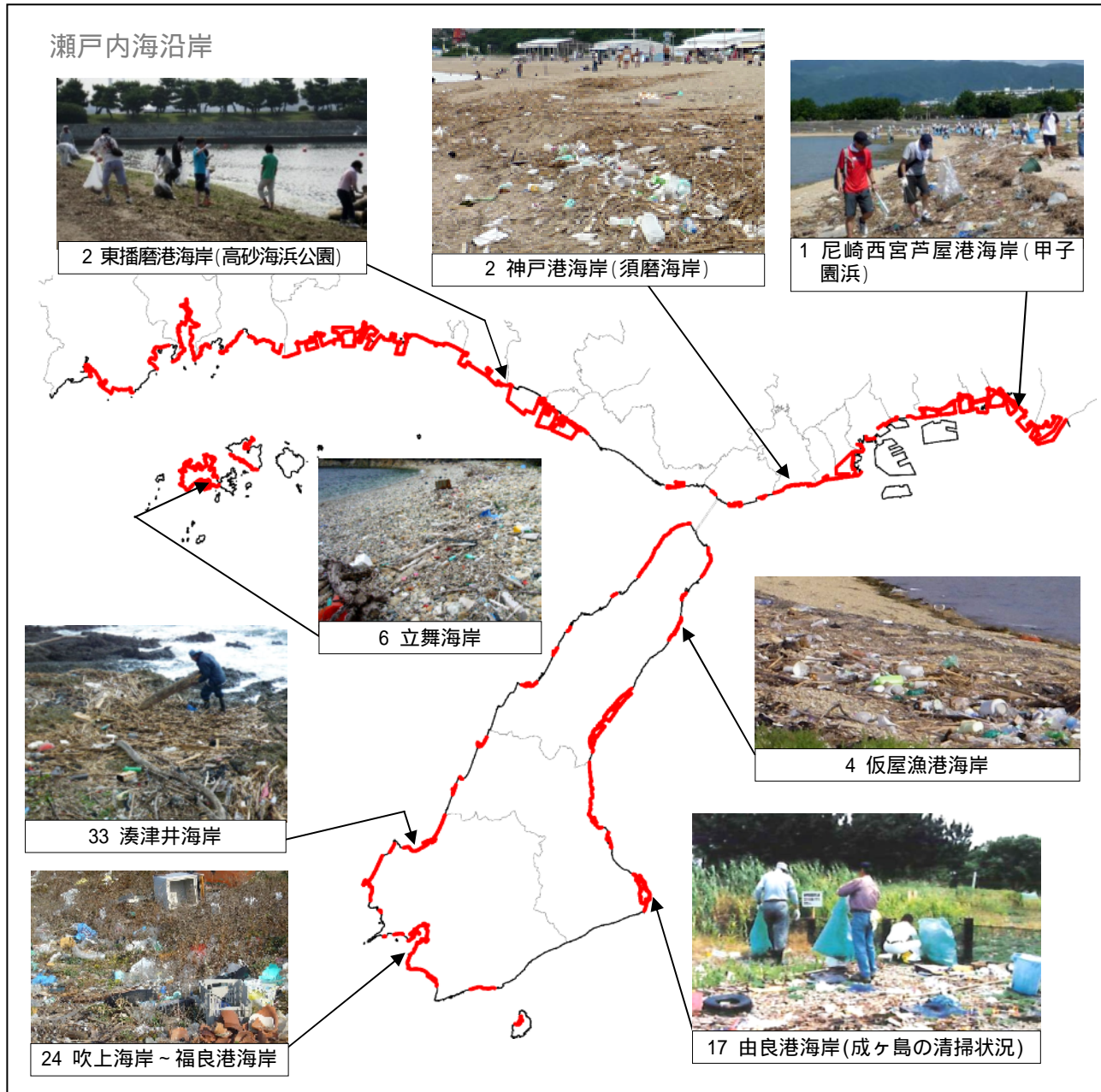
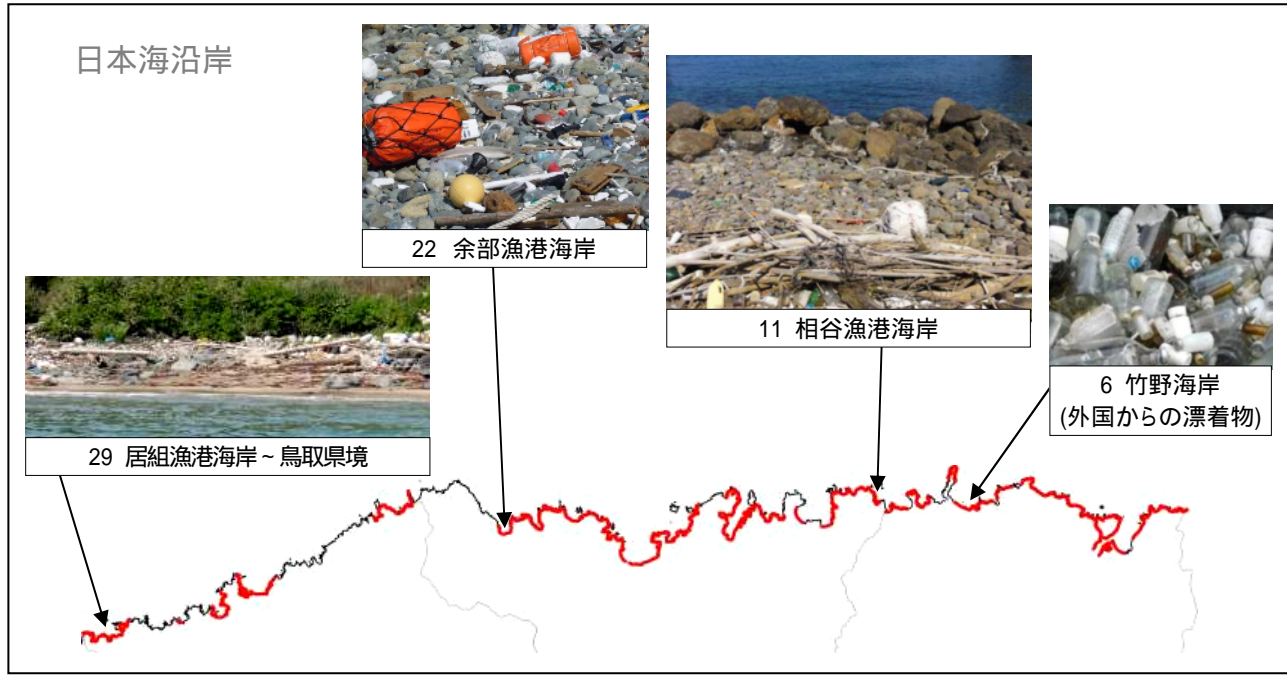
7 その他

モニタリングの実施：回収・処理作業を実施した際に、量及び質の把握を行い、今後の回収事業を行ううえでの資料とする。
隣接府県との連携：隣接府県との間で地域計画にかかる情報交換に努め、海岸漂着物対策が円滑に進められるよう連携を図る。

関係者の連携イメージ



重点区域図



重点区域一覧

【大阪湾沿岸】

市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者
尼崎市 西宮市 芦屋市	1	尼崎西宮芦屋港海岸	64.4	県(港湾課)
神戸市	2	神戸港海岸(海岸保全区域)	71.9	神戸市
	3	塩屋漁港海岸	0.7	
	4	垂水漁港海岸	1.2	
	5	舞子漁港海岸	0.5	
	4市	-	5箇所	

【播磨沿岸】

市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者
明石市	1	明石港海岸	4.9	県(港湾課)
明石市 播磨町 加古川市 高砂市	2	東播磨港海岸	44.7	
姫路市	3	妻鹿漁港海岸	3.7	県(漁港課)
	4	姫路港海岸	55.6	
	5	家島港海岸	7.3	
	6	立舞海岸	0.5	
	7	東尾友海岸	0.5	
	8	東尾友海岸、立舞海岸以外の西島海岸(一般公共海岸)	30.9	
	9	成山新田海岸	2.1	
	10	成山新田海岸～岩見漁港海岸(一般公共海岸)	0.9	
たつの市	11	岩見漁港海岸～室津漁港海岸(一般公共海岸)	1.1	県(港湾課)
	12	室津漁港海岸～相生市境(一般公共海岸)	1.3	
相生市	13	相生港海岸	17.7	県(港湾課)
赤穂市	14	坂越港海岸	5.0	
	15	赤穂港海岸	16.3	
7市1町	-	15箇所	192.5	-

【淡路沿岸】

市名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者	
淡路市	1	松帆崎海岸	0.2	県(農地整備課)	
	2	岩屋浦海岸	3.2	県(港湾課)	
	3	浦港海岸	2.3		
	4	仮屋漁港海岸	3.1	県(漁港課)	
	5	生穂漁港海岸	1.4		
	6	津名港海岸	21.1	県(港湾課)	
	7	野島海岸	7.3		
	8	富島海岸	0.8		
	洲本市	9	室津海岸	0.4	県(漁港課)
		10	尾崎漁港海岸	1.1	
		11	多賀海岸	0.8	県(港湾課)
		12	江井港海岸	1.8	
13		安乎中川原海岸	5.0	洲本市	
14		炬口漁港海岸	0.8		
15		洲本港海岸	2.8	洲本市	
16		古茂江港海岸	4.5		
17		由良港海岸(成ヶ島、生石)	12.9	県(港湾課)	
18		都志港海岸	2.0		
南あわじ市	19	船瀬漁港海岸	0.5	洲本市	
	20	鳥飼漁港海岸	1.8		
	21	土生地野海岸	2.5	県(港湾課)	
	22	阿万港海岸	2.7		
	23	吹上海岸	1.3	県(農地整備課)	
	24	吹上海岸～福良港海岸(一般公共海岸)	3.0	県(港湾課)	

南あわじ市	25	福良港海岸	10.4	県(港湾課)	
	26	刈藻海岸	0.8		
	27	鳥取海岸	0.2		
	28	空浜海岸	0.1	県(農地整備課)	
	29	阿那賀組海岸	1.5	県(港湾課)	
	30	丸山漁港海岸	2.4		
	31	志知川組海岸	2.9	県(港湾課)	
	32	津井海岸	1.4		
	33	湊津井海岸	3.0		
	3市	34	湊港海岸	2.5	県(農地整備課)
		35	古津路海岸	0.4	
		36	慶野松原海岸	0.9	
		37	慶野海岸	0.2	
		38	慶野五色海岸	0.3	
		39	沼島漁港海岸	2.8	
3市		-	39箇所	113.1	

【但馬沿岸】

市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者
豊岡市	1	京都府境～田結漁港海岸(北)(一般公共海岸)	5.1	県(港湾課)
	2	津居山港海岸	3.5	
	3	津居山港海岸～田久日漁港海岸(一般公共海岸)	9.0	
	4	田久日漁港海岸～宇日漁港海岸(一般公共海岸)	2.0	
	5	宇日漁港海岸～竹野海岸(一般公共海岸)	2.2	
	6	竹野海岸	1.5	
	7	竹野港海岸(竹野)～竹野港海岸(西町)(一般公共海岸)	1.0	
	8	竹野港海岸(西町)～切浜漁港海岸(一般公共海岸)	3.0	
	9	切浜漁港海岸～須井漁港海岸(一般公共海岸)	1.6	
	10	須井漁港海岸～香美町境(一般公共海岸)	0.2	
香美町	11	相谷漁港海岸	1.1	香美町
	12	相谷漁港海岸～安木海岸(一般公共海岸)	5.5	県(港湾課)
	13	安木海岸	0.7	
	14	訓谷海岸	0.7	
	15	無南垣海岸	0.3	
	16	無南垣海岸～柴山港海岸(一般公共海岸)	2.5	
	17	柴山港海岸	10.8	
	18	香住漁港海岸	15.4	
	19	香住漁港海岸～鎧漁港海岸(一般公共海岸)	6.7	
	20	鎧漁港海岸	2.8	
21	鎧漁港海岸～余部漁港海岸(一般公共海岸)	2.3		
新温泉町	22	余部漁港海岸	1.4	香美町
	23	三尾漁港海岸～香美町境(一般公共海岸)	3.9	県(港湾課)
	24	三尾漁港海岸	1.5	
	25	浜坂漁港海岸	6.1	
	26	諸寄漁港海岸	3.6	
	27	釜屋漁港海岸	0.4	
	28	居組漁港海岸	5.7	
	29	居組漁港海岸～鳥取県境(一般公共海岸)	2.4	
3市町	-	29箇所	102.9	